



# 自分の国に帰ることが難しくなった人の在留申請や在留資格認定証明書交付申請の取扱いについて

## 1 自分の国に帰ることが難しくなった人の在留諸申請の取扱い

① 「短期滞在」で日本にいる人

\* 「短期滞在（90日）」の在留期間更新ができます。

② 「技能実習」または「特定活動（外国人建設就労者(32号)、外国人造船就労者(35号)）」で日本にいる人が、前と同じ仕事をしたい時

\* 「特定活動（6か月・仕事ができます）」への在留資格変更ができます。

（注1）「特定活動（インターンシップ(9号)、製造業外国従業員(42号)）」で日本にいる人が、前と同じ会社で同じ仕事をしたい時は同じように変更することができます。

（注2）下の④により、「短期滞在」や「特定活動（6か月・仕事はできません）」に変更することができた人も対象になります。

（注3）「特定活動（サマージョブ(12号)）」で日本にいる人で、前と同じ会社や仕事をしたい時は「特定活動（3か月・仕事ができます）」への在留資格変更ができます。

③ 「留学」の在留資格で日本にいる人で、仕事をしたい場合

\* 「特定活動（6か月・週28時間以内のアルバイトができます）」への在留資格変更ができます。

（注1）2020年1月1日以降に学校などを卒業した人だけです。

（注2）下の④により、「短期滞在」や「特定活動（6か月・仕事はできません）」への変更ができた人も対象。

④ その他の在留資格で日本にいる人（上の②、③の人で、仕事をしない場合を含む。）

\* 「特定活動（6か月・仕事はできません）」への在留資格変更ができます。

※ 上の①～④について、引き続き自分の国に帰れない場合には、更新を受けることができます。

## 2 在留資格認定証明書交付申請の取扱い

① 在留資格認定証明書の有効期間に関する対策

\* いつもは「3か月間」在留資格認定証明書は有効です。しかし、しばらくの間は「6か月間」有効なものとします。

② 申請中のものについて、活動を始める時期を変えたい場合

\* 会社などが作った理由書だけで審査ができます。

③ 再入国許可（一度自分の国に帰って、すぐに日本に戻ってくる）を受けている間に、在留期限がきた人などが、また在留資格認定証明書交付申請をした場合

\* 申請書と会社などが作った理由書だけで審査ができます。

※ 上の①～③について、新型コロナウイルス感染症の影響で予定が変わった人を広く対象とする。

## 3 在留申請をしている間に再入国許可を受けて日本から離れている人の取扱い

再入国許可（または再入国許可の手続きをしない、みなし再入国許可を含む。）で日本から出て、日本を出る前に在留資格変更許可申請、在留期間更新許可申請または永住許可申請をしている人で、その人が新型コロナウイルス感染症の影響で、もう一度日本に入ることができないときは、日本にいる親族

または会社で働いている人などが出入国管理局に申請して許可をされた在留カードを、本人の代わりに受け取ることができます。そして、日本から出ている人は再入国許可で日本の上陸申請をすることができます。